

平成26年度

市民税・県民税の申告について

平成26年1月1日現在、坂東市に住所のあるかたは収入の有無にかかわらず、市民税・県民税申告書を提出しなければなりません。次の事項を参照のうえ、平成25年中の所得等についての申告をお願いします。

申告書の提出期限は

3月17日(月)です

申告期限が近くなると会場が混雑しますのでお早めに申告してください。

次に該当するかたは

市民税・県民税の

申告の必要はありません

◆所得税の確定申告書を提出するかた

◆給与所得または公的年金所得のみのかた(支払者が支払報告書を市役所に提出しているかた)。ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加、変更がある場合は申告が必要になります。
※所得税の確定申告は不要でも、市民税・県民税の申告

が必要な場合があります。

(公的年金の収入額が400万円以下であり、他の所得金額が20万円以下の場合など)

市民税・県民税

申告書の提出方法

◆申告相談会場に持参

◆課税課あてに郵送

〒30610692

坂東市岩井4365番地

◆坂東市役所課税課市民税係

※申告書は課税課(岩井仮設庁舎)、窓口センター(猿島庁舎)及び申告相談会場にあります。

◆申告相談の時に

お持ちいただくもの

◆申告書及び印かん

◆収入及び所得の分かるもの

○給与所得者及び年金所得者は、「平成25年分の源泉徴収票」(給与所得の源泉徴収票が発行されない場合は事業主からの給与支払証明書または給与明細書)

○給与所得以外のかたは、収入金額・必要経費の算定基礎となるもの

※営業等・農業・不動産所得のあるかたは、「収支内訳書」を必ず記入してご持参ください。

◆所得控除の分かるもの

○国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書

○障害者手帳等、その他所得控除の分かる証明書等

○医療費の領収書と保険金等で補てんされる金額の分かるもの

※医療費控除を受けるかたは、事前に領収書をもとに「医療費の明細書」へ医療を受けた人ごとの病院・薬局別に支払った医療費等を記入してご持参ください。

申告相談会場のご案内

会場	受付日	受付時間
猿島庁舎 2階第1会議室 ☎0297(44)3022 ☎0280(88)1615 (申告期間専用)	2月10日(月) ～17日(月) (土・日・祝日を除く)	午前9時～11時 午後1時～4時 受付順の個別相談となります。
岩井公民館 2階会議室 ☎0297(35)8222 (申告期間専用)	2月18日(火) ～3月17日(月) (土・日を除く)	

※地区にかかわらず、猿島庁舎と岩井公民館のどちらでも申告することができます。

■お問合せ

課税課市民税係 岩井仮設庁舎 内線 1754・1756

※申告相談期間中(2月10日～3月17日)は各申告相談会場にお問合わせください。

確定申告等を

されるかたへ

申告相談会場では、簡易な所得税の確定申告のみを受け付けています。震災による雑損控除や株等の配当・譲渡所得・青色申告・消費税などの申告があるか

たは、古河税務署に提出(郵送可)するか電子申告をご利用ください。

■お問合せ

古河税務署

〒30618686

古河市北町5番2号

☎0280(32)4161